

洲農第658号  
令和8年1月23日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	鮎原下 (鮎原下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月23日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化、後継者不足などから、いずれ営農の継続が困難になる。担い手(農事組合法人相原ファームと認定農業者)への農用地の集積、集約化が急務である。

## 【地域の基礎的データ】

農業者:32人(うち50歳代以下6人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)1経営体 主な作物:水稻

## (2) 地域における農業の将来の在り方

担い手(農事組合法人相原ファームと認定農業者)への農用地の集積、集約化を図る。水稻とたまねぎを慣行農法で生産する。

地域内の畜産農家と連携し、耕畜連携の取り組みを推進する。

スマート農機具をはじめとした機械導入を進めなど省力化を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

鮎原下地区
-------

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

基盤整備事業完了後は、農地中間管理機構を活用し、集積を図る。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

基盤整備事業の進捗を見ながら隨時活用する。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

地域の南側は整備が完了し、北側は着手中。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農事組合法人相原ファームを設立済み。専従の正規職員の確保を図る。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

稲作や畦畔管理等については地域内の農業者に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①防護柵の設置と年2回の点検 ②担い手の一部が有機農業を実践 ③基盤整備に合わせて水田に自動給水栓導入 ⑧たまねぎ集出荷貯蔵施設、共同利用農機格納倉庫を整備済み ⑨集落内畜産農家用にWCSを生産